

特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区西麻布2丁目24番25-509号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、現代の子育てをめぐる困難現象の解決に向けて、子育て支援を必要とするすべての親と子どもに対し、自由に遊べるスペースの提供や、一時保育等の支援活動を展開し、かつ、子育て支援者のための情報や活動モデルの提供と人材育成に努め、「子どもが安心して育つことができるまち」、「親が人間らしく生きられるまち」、そして「すべての人が子どもとともにある暮らしの豊かさを享受できる社会」の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 乳幼児と親が自由に遊べるスペース等の提供事業（つどいの広場事業）
- (2) 乳幼児を対象とした施設内（子育てひろば「あい・ぽーと」等）での保育事業
- (3) 施設外の保育の運営に関する支援事業
- (4) ホームページ等による子育て関連の情報提供事業
- (5) 子育て関連の相談事業
- (6) 子育て関連の各種講座開催事業
- (7) 講座等による家庭の内外における男女共同参画促進のための事業
- (8) 子育て支援等を担う専門性をもつ人材の育成事業

- (9) 子育て支援に関する職業紹介事業
- (10) 港区をはじめ全国の子育て支援者のネットワークづくりに係る事業
- (11) 子育て支援のあり方等に関する調査・研究及び提言事業
- (12) 園芸やコンサート等による良質な文化・芸術の提供に係る事業
- (13) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年ごとの会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は、返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が、次の事由のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員本人が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するとき、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち代表理事は1名以上2名以内とし、副代表理事を置くことが出来る。
その場合は2名以内とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、予め代表理事が指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞な

くこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第19条 この法人は顧問を2名以内で置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦を経て代表理事が委嘱し、任期は2年とする。

3 顧問は、この法人の業務について理事会の諮問に応える。

4 顧問は、無報酬とする。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会、理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）

(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他理事会が必要と認める重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 正会員に対する総会の招集通知は、これが書面によって為されたときは、正会員がこの法人に届け出た住所地に宛てて発送し、通常到達すべきであったときに到着したものとみなす。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって予め通知した事項とする。但し、議事が緊急を要し、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第2項、第51条、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日および正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 代表理事が理事会の決議の目的である議決事項を提案した場合において、当該提案につき理事全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する他の理事を代理人として表決を委任することがすることができる。
- 3 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条及び次条第2項及び第35条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者、又は表決委任者がある場合にあってはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、第36条第3項に基づいて理事全員が書面または

電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）した時は、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、この法人の目的と同等の目的を有する特定非営利活動法人

に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 第46条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 3 第45条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、設立の日から2005(平成17)年3月31日までとする。
- 4 第14条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は次のとおりとし、その任期は2006(平成18)年6月30日までとする。

代表理事 新澤 誠治

代表理事 大日向 雅美

理 事 石井 知子

理 事 大口 邦雄

理 事 片岡 輝

理 事 汐見 稔幸

理 事 遠山 洋一

理 事 林 美栄子

理 事 森上 史朗
監 事 田中 栄治
監 事 松村 正一

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 正会員（個人・年会費） | 10,000円 |
| (2) 正会員（団体・年会費） | 20,000円 |
| (3) 賛助会員（個人・年会費） | 一口 2,000円 |
| (4) 賛助会員（団体・年会費） | 一口 10,000円 |

6. この定款は、2023（令和5）年11月21日から施行する。

7. 会員の取り扱い（平成20年2月19日 事務局会議にて議決）

- ・ 「子育て・家族支援者養成講座」を受講中の受講生はNPO法人あい・ぽーとステーションの賛助会員とみなす。
- ・ 子育てひろば「あい・ぽーと」に会員登録された子どもと会員登録用紙に記載ある保護者も子育てひろば「あい・ぽーと」の会員とみなす。

8. 会費徴収方法会費は4月から翌年3月末までの年度とする。

- ・ 会員となった初年度の会費の徴収は、下記の通りとする。

入会時期	正会員	賛助会員
4月～9月末まで	10,000円	2,000円
10月～3月末まで *入会月より3月末までを上記の月単価で徴収	1,000円/月	200円/月

9. 会員の取り扱い（追加）（平成21年2月25日 事務局会議にて議決）

- ・ 本法人の子育て・家族支援者養成講座を受講し、認定を受けかつ本法人の規定に従って資格を更新している支援者は、本法人の賛助会員とみなし、名簿に記載する。